

令和6年度
仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

令和6年4月

仙台市環境局

目 次

	Page
◆ 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて	P1
◆ 「令和6年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について	P1
◆ 令和6年度の重点項目	P1
1 発生抑制の推進	P2
2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進	P4
3 適正処理の確保	P6

◆「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて

- 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」は、「仙台市環境基本条例」及び同条例に基づく「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の趣旨に沿って策定した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」により、毎年度策定する単年度の実施計画です。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき宮城県が策定している、仙台市域も含めた県の廃棄物処理計画である「宮城県循環型社会形成推進計画」の内容も踏まえています。

◆「令和6年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について

- 今年度の実施計画においては、引き続き、不適正処理及び不法投棄の早期発見、早期対応に取り組みます。また、排出事業者及び産業廃棄物処理事業者への立入指導を継続し、産業廃棄物の適正処理の確保を図ります。
- 今年度の実施状況については、年度末にその評価を行い、翌年度の計画に反映します。また、評価の結果については、本市ホームページ等で公表します。

◆令和6年度の重点項目

○PCB特別措置法への対応

処分期限を経過した高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、国等と連携しつつ、速やかな処理を指導し、必要に応じて行政代執行を実施します。また、令和9年3月が処分期限である低濃度PCB廃棄物については、実態の把握と対応の検討が続けられている国の動向を注視しつつ、適正処理の推進を目的とした判別方法の周知等に取り組みます。

○電子マニフェストの普及促進

法令の遵守等が期待される電子マニフェストについて、令和5年度に市役所内での使用を原則化した経験を活かし、排出事業者への普及促進に取り組み、更なる産業廃棄物の適正処理の推進を図ります。

方針ごとの主な取り組みは次のとおりです。

1 発生抑制の推進

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	- 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底及び指導 - 多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導
(2) 普及・啓発	- 排出事業者向けPRの実施 - 市民向けPRの実施

(1) 排出事業者指導

○多量排出事業者（前年度に1,000 t以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）を発生させた事業場を設置している事業者）に対し、産業廃棄物処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務の周知徹底を図ります。また、提出された報告書をもとに、適正に処理されているかを確認します。報告等の内容は本市ホームページで公表します。

・多量排出事業者に対する指導	令和6年度
立入検査・指導等件数	10件
産業廃棄物処理計画及び実施状況の提出率	100%

（令和5年度処理計画提出件数 149 件）

○多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導に関しては、市の清掃工場における展開検査結果を踏まえた事業系一般廃棄物担当係と連携した立入検査のほか、一般廃棄物処理施設（市の清掃工場）で産業廃棄物排出事業者への搬入禁止等の指導について実施を見込んでいます。

・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導	令和6年度
立入検査・指導等件数	50件
内、病院等への立入検査・指導等件数	随時、通年
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せて指導等した件数	随時、通年
一般廃棄物処理施設（市の清掃工場）において行う産業廃棄物排出事業者に対する指導	随時、通年

(2) 普及・啓発

○排出事業者向け産業廃棄物セミナーの実施等を通じ、排出事業者の適正処理の確保に努めます。

○本市ホームページのほか、出前講座や交通広告等を行うことにより、事業者及び市民に向けPRを行います。

・排出事業者向けPR	令和6年度
産業廃棄物セミナーの実施	実施

・市民向けPR	令和6年度
ホームページによる周知	実施
出前講座の実施	5回
公共交通機関を活用した啓発広告の実施	実施

2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	・多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底及び指導 ・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導
(2) 建設リサイクル法への対応	・再資源化実施の周知徹底 ・実施状況の把握 ・石綿含有産業廃棄物の適正処理に関する指導
(3) 自動車リサイクル法への対応	・引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可事務 ・使用済自動車の解体施設設置に関する指導 ・情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導 ・関連事業者に対する報告の徴収、立入検査・指導等
(4) 実績管理	・資源化・減量化率の目標の設定 ・資源化・減量化率の実績の把握

(1) 排出事業者指導

○「1 (1) 排出事業者指導」に同じ。

○グリーン購入等について情報提供に努めます。

(2) 建設リサイクル法への対応

○建設リサイクル法により再資源化が義務付けられている、特定建設資材廃棄物が発生する一定規模以上の解体等の工事について、各区街並み形成課から情報提供を受けるなど、関連機関と連携して対応します。

○各区街並み形成課と合同で行う全国一斉パトロール、産廃Gメンを中心とした単独のパトロールによる立入検査・指導等を行い、再資源化義務等の周知徹底を図ります。

○令和6年度の立入検査等に関しては、年2回の合同パトロールを過年度に引き続き連携して実施するとともに、単独パトロールを年間通して実施し、解体等の工事における適正な廃棄物処理や再資源化の徹底等について、きめ細かく指導していきます。

・建設リサイクル法への対応	令和6年度
立入検査・指導等件数	150件

(3) 自動車リサイクル法への対応

○法令遵守を確認するため、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化の実施の状況に関し、必要に応じて報告を求め、また、事務所等への立入検査・指導等を行います。

・自動車リサイクル法への対応	令和6年度
立入検査・指導等件数	50件(※)

(※ 本市許可業者 21 社に対する立入計画値)

(4) 実績管理

○資源化・減量化率については、全体（全種類の合計）及び特定建設資材廃棄物となる下記2種類の達成に向けて建設リサイクル法に基づく立入調査の際などに指導を行います。

・仙台市域の資源化又は減量化した率(※1)	令和6年度
全体（全種類の合計）	99%
内、がれき類	99%
内、木くず	97%

(※1 「総発生量（有価物量＋排出量）」に対する「資源化量＋減量化量」の率）

3 適正処理の確保

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	・委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、処理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底 ・自己処理用許可施設の構造基準、維持管理基準、産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底と事業場外保管届出等の周知徹底 ・処理実績の把握 ・帳簿の備え付けを要する事業者への対応
(2) 収集運搬業者指導 （市内51社）	・処理基準等の周知徹底 ・収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底） ・収集運搬業者に係る優良産廃処理業者認定制度
(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導 （市内89社）	・施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底 ・焼却施設（自己処理用含む）に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底 ・処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底） ・処分業者に係る優良産廃処理業者認定制度 ・廃棄物処理施設に係る定期検査
(4) 処理施設の管理に関する指導 （市内97社）	・施設充足状況の把握 ・県との協議及び協力 ・市民の理解の涵養 ・熱回収施設設置者の認定
(5) PCB特別措置法への対応	・PCB廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底 ・PCB廃棄物の保管基準等の周知徹底 ・処分期限を経過した高濃度PCB廃棄物への対応
(6) 広報活動	・法令改正等の周知 ・処理業者情報の公表
(7) 不適正処理への対応	・情報処理体制の構築 ・即応体制の確保 ・未然防止及び再発防止 ・関係機関との連携

(1) 排出事業者指導

- 立入検査・指導等により、委託基準や産業廃棄物管理票（電子マニフェスト含む）の使用及び各種届出提出等の周知徹底を行います。
- 多量排出事業者に関しては、提出された産業廃棄物処理計画実施状況報告書をもとに、適正に処理されているかを確認し、立入検査・指導等を行います。
- 多量排出事業者以外の排出事業者の立入検査等に関しては、事業系一般廃棄物担当係と連携して実施し、各業種の排出状況の把握・指導に取り組みます。
- 市の清掃工場に設置した展開検査装置による検査結果を踏まえた排出事業者指導を推進します。
- 一般廃棄物に混入されている廃プラスチック類に対する適正処理・リサイクルの推進の方策について検討します。
- 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査等に関しては、適正処理の周知が進んでいることから、主に中小事業者・新規参入事業者を対象に実施します。
- 建設工事に伴い排出された産業廃棄物の事業場外保管にかかる届出制度について、引き続き制度の周知とともに立入検査・指導等を行います。
- 法令遵守等が期待される電子マニフェストについて、令和5年度に市役所内での使用を原則化した経験を活かし、排出事業者への普及促進に取り組みます。

・排出事業者への指導	令和6年度
多量排出事業者に対する立入検査・指導等件数（※）	10件
多量排出事業者以外の排出事業者に対する立入検査・指導等件数（※）	50件
内、病院等への立入検査・指導等件数（※）	随時、通年
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せて指導等した件数（※）	随時、通年
廃石綿等の排出事業者（飛散性アスベスト排出事業者）に対する立入検査・指導等件数	10件
事業場外で保管する産業廃棄物の届出制度に関する指導件数	随時、通年

（※ 再掲）

- 自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等について、事前協議での審査において周知徹底します。さらに、各種報告書等の提出を周知徹底することにより、産業廃棄物の処理実績の把握に努めます。

・自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等の周知徹底	令和6年度
事前協議	随時、通年

・処理実績の把握	令和6年度
産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出のホームページ等による周知	実施
多量排出事業者の処理計画に係る実施状況報告書の提出率	100%
自己処理施設処理実績報告書の提出率	100%

(2) 収集運搬業者指導

- 必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、処理基準等の周知徹底を図ります。今年度は、引き続き許可更新の時期に近い事業者や積替え保管を行う事業者を中心に実施します。
- 市長の許可を受けて収集運搬業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があるため、廃掃法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、収集運搬実績の把握に努めます。

・収集運搬業者への指導	令和6年度
立入検査・指導等件数	10件(※)
収集運搬業処理実績報告書の提出率	100%

(※ 本市許可業者 51 社のうち、本市内に事業場を有する 33 社に対する立入計画値)

(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導

- 必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底を図ります。また、処分実績報告書提出の周知徹底により、実績の把握に努めます。
- 立入検査等の件数は、令和5年度と同程度として実施します。また、監視用ドローンを活用し、普段立ち入れない箇所への監視を強化したり、定点観測による状況把握に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法において、特定施設に該当する産業廃棄物焼却施設等を設置する事業者に対し、適宜立入検査を実施し、構造基準及び維持管理基準の厳守を徹底します。
- ダイオキシン類濃度測定への立会及び行政測定を実施し、排出基準の厳守を徹底します。
- 産業廃棄物を県外から市内に搬入する際の事前届出（市内搬入届）について、令和6年度から一定の要件を満たす場合は届出不要とすることの代替措置として、処分業者への立入検査時の対応を強化し、県外からの産業廃棄物の適正処理を確保します。

・処分業者への指導	令和6年度
立入検査・指導等件数	300件(※)
処分実績報告書の提出率	100%
ダイオキシン類濃度行政測定件数	6件
ダイオキシン類濃度自主測定立会件数	6件

(※ 本市許可業者 89 社に対する立入計画値)

(4) 処理施設の管理に関する指導

○市内の産業廃棄物処理施設（対象97社）の処理能力及び残存容量の把握に努めます。

・施設充足状況の把握等	令和6年度
処理能力及び残存容量の把握率	100%

(5) PCB特別措置法への対応

○低濃度PCB廃棄物の処分期間が令和9年3月31日までであるため、引き続き、関係機関等と連携して、PCB廃棄物を保管する事業者等への期限内処理の周知・指導を行います。

○PCB廃棄物等を保管する事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して自治体への届出が義務付けられていることから、その周知徹底を図り、把握した内容を期限内処理の指導に活かします。

○処分期間を経過した高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、国等と連携しつつ、速やかな処理を指導し、必要に応じて行政代執行を実施します。

○また、令和9年3月が処分期限である低濃度PCB廃棄物については、実態の把握と対応の検討が続けられている国の動向を注視しつつ、適正処理の推進を目的とした判別方法の周知等に取り組みます。

・PCB特別措置法への対応	令和6年度
PCB保管状況届出（前年度分）の提出率	100%
PCB保管状況届出事業者への立入検査・指導等件数（委託含む）	85件 (※1)
PCB保管状況届出事業場数に対する全量処理済事業場数率（前年度分） (※2)	85%
主催セミナー、協力セミナーなどで早期処理の促進を講話・説明等した 件数	随時、通年

(※1 令和4年度にて高濃度PCB廃棄物は処分期間終了のため、低濃度PCB廃棄物保管事業者及び使用事業者が主な対象となります)

(※2 高濃度・低濃度を問わず、各年度の前年度末時点における「届出済みの事業場数累計」に対する「全量処理済みの事業場数累計」の率)

(6) 広報活動

○廃掃法その他の関係法令や条例等の改正が行われた場合には、随時本市ホームページで周知します。

○処理業者の名簿、優良認定業者、行政処分の実施状況、多量排出者の減量等計画等について、本市ホームページ等を活用し随時公表します。

○太陽光パネルの適正処理について、引き続き本市ホームページで周知します。

○電子マニフェストの普及促進を図るため、本市ホームページ等で周知します。

・本市ホームページ等による広報活動	令和6年度
法改正等の公表	実施
処理業者名簿の公表	実施
優良認定業者の公表	実施
行政処分の公表	実施

(7) 不適正処理への対応

- 産廃110番の設置により一般廃棄物、産業廃棄物を問わず情報収集を行い、不適正処理の早期発見、早期対応を進めます。
- 現職警察官を配置し、警察との連携をとりながら、悪質な事例に対しては告発も視野に入れて、廃掃法に基づく改善命令等の行政処分を厳格に行うほか、再発のおそれのある事業者については、継続的に監視を行います。
- 市内中心部において飲食店等の事業者が産業廃棄物を適正に排出するよう、商店街等と連携しながら周知及び指導を行います。
- 産廃Gメンによる監視パトロール、民間委託による休日パトロールの実施、スカイパトロールの実施、宮城県との共同による不法投棄の防止を呼びかける広報活動、監視カメラ及び告知看板の設置を実施し、不法投棄等の監視を継続します。
- 監視カメラの記録映像により不法投棄者の検挙につながった事例もあり、今後も機種等を精査し既存カメラの更新を行います。また、引き続き監視カメラ設置告知看板等を作成・設置・更新し、効果的な監視カメラの運用を図ります。

・ 不適正処理への対応	令和6年度
不法投棄等対応件数	随時、通年
現職警察官配置	1名
産廃Gメン配置	7名
産廃Gメン監視パトロールの実施	242回
民間委託休日パトロールの実施回数	90回
スカイパトロール実施回数	6回
産業廃棄物運搬車両一斉検問	1回
不法投棄防止の広報活動	実施
監視カメラの設置箇所数	14箇所
監視カメラ設置告知看板等作製	実施

【策定履歴】

- 平成 9年度 仙台市環境基本条例及び同条例に基づく仙台市環境基本計画に基づき、仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成9～13年度）
- 平成14年度 第二次仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成14～18年度）
- 平成19年度 仙台市産業廃棄物処理指導計画を改め、仙台市産業廃棄物処理指導方針（法改正等に応じて随時策定）及び仙台市産業廃棄物処理指導実施計画（毎年度策定）を策定

令和6年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

仙台市 環境局 資源循環部 事業ごみ減量課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12

二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）2階

電話： 022-214-8235 FAX： 022-214-8356

E-mail： kan007230@city.sendai.jp

※この冊子は再生紙を使用しています。